

## 7. 月収額の計算のしかた

13ページのひとり親控除の説明に誤りがありました。  
正しくは、下記のとおりとなりますので、訂正いたします

### P.13の正しい表記

#### 7 控除の内容と金額

年間所得金額の合計から、次の控除を差し引いてください。

▼ 以下の控除は「1 親族」とあわせて控除します

8	ひとり親	申込者、同居しようとする親族で次のすべてに該当する方。 ◆婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでないこと。 ◆生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得金額が <b>58万円</b> を超える子は除かれます）がいること。 ◆所得金額が500万円以下であること。 ◆事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。	35万円
---	------	---	------